

# 平成28年度 家庭用品検査結果

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。家庭用品担当では、乳幼児(生後24か月以下)用の繊維製品(よだれ掛けなど)、乳幼児用以外の繊維製品(手袋、くつ下、えり飾りなど)および家庭用化学製品(家庭用接着剤、塗料、エアゾル製品、洗剤など)について、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(家庭用品規制法)に基づき検査を行っています。

平成28年度に規制基準に関する検査で取り扱った検体数は57件、延べ検査項目数は384件でした。検査の結果、規制基準を超えた検体はありませんでした(表1)。参考に、規制基準を示しました(表2)。

なお、平成28年4月1日から、新たにアゾ化合物の基準が施行され、また、トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物及びホルムアルデヒドの試験法が改正されました。当所では、これらに対応し、検査を行っています。

表1 平成28年度 家庭用品検査検体内訳および検査結果

	検体数	違反検体数	検査項目数	検査項目内訳															
				ホルムアルデヒド <sup>*1</sup>	ホルムアルデヒド <sup>*2</sup>	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	デイルドリン	DTTB <sup>*3</sup>	水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	アゾ化合物 <sup>*4</sup>	容器試験			
																漏水試験	落下試験	耐酸性・アルカリ性試験	圧縮変形試験
<b>繊維製品</b>																			
よだれ掛け	9	0	9	9															
中衣	13	0	128	8									120						
外衣	4	0	4	4															
手袋	1	0	26				1	1					24						
くつ下	12	0	58	10									48						
帽子	3	0	51	1				1	1				48						
えり飾り	3	0	72										72						
<b>家庭用化学製品</b>																			
家庭用洗剤	2	0	10							2					2	2	2	2	
家庭用エアゾル製品	2	0	6								2	2	2						
くつクリーム	1	0	3		1	1	1												
家庭用塗料	2	0	6		2	2	2												
家庭用接着剤	3	0	9		3	3	3												
つけまつ毛等用接着剤	2	0	2	2															
合計	57	0	384	32	2	6	6	6	2	2	2	2	2	2	312	2	2	2	2

表2 家庭用品検査項目および規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準	主な健康被害
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品	吸光度差が0.05以下 または16 µg/g以下	粘膜刺激、 皮膚アレルギー
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 µg/g以下	
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと	中枢神経障害、 皮膚障害
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 µg/g以下	経皮・経口毒性、 皮膚刺激性
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 µg/g以下	経皮・経口毒性、 皮膚刺激性
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 µg/g以下	肝機能障害、 中枢神経障害
DTTB*3	防虫加工剤	繊維製品	30 µg/g以下	肝臓障害、 生殖機能障害
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として 5%以下	皮膚障害、 粘膜の炎症
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下	視神経障害
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品 家庭用洗浄剤	0.1%以下	肝障害、腎障害、 中枢神経障害
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品 家庭用洗浄剤	0.1%以下	肝障害、腎障害、 中枢神経障害、 皮膚障害
アゾ化合物*4	染料	繊維製品 革製品	特定芳香族アミンとして 30 µg/g以下	発がん性
容器試験		住宅用・家庭用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)による容器強度を有すること	

\*1 生後24か月以下

\*2 生後24か月以下を除く

\*3 DTTB:4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

\*4 アゾ化合物とは、アゾ基(R-N=N-R')を持つ有機化合物の総称であり、色素として様々な製品に幅広く使用されています。しかし、一部のアゾ化合物は人の皮膚や腸内の細菌および人体内の酵素により還元され、発がん性を有する芳香族第一級アミンを生成します。新設された基準は、これらの発がん性を有するもしくは疑われている芳香族第一級アミン(24種類の「特定芳香族アミン」)を容易に生成するアゾ化合物を規制しています。規制の対象項目は「アゾ化合物」ですが、試験方法はアゾ化合物自体を測定するのではなく、還元した時に生ずる24種類の「特定芳香族アミン」を測定する方法となっています。

【 理化学検査研究課 家庭用品担当 】